**～岩手町スポーツ関係団体活動支援補助金～**

# 岩手町スポーツ少年団活動支援事業の基準

スポーツ少年団の各チームが魅力的かつ活発な活動の展開により、子どもたちへの様々な教育の場を確保及びスポーツ少年団への加入促進のため、岩手町スポーツ少年団本部への登録チームを対象に予算の範囲内で活動費の助成を行う。

## １　補助対象団体

岩手町スポーツ少年団本部に登録するスポーツ少年団とする。

## ２　補助対象となる活動内容

①　練習及び各種大会参加に必要な消耗品費

②　町外における練習試合及び各種大会に参加する※1団員、※1監督、※1コーチの※2移動、※3宿泊及び※4昼食に要する経費

※１…　岩手町スポーツ少年団本部に登録している団員、監督、コーチを対象とする。

※２…　詳細は下表のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 鉄道運賃 | 最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算定する。ただし、８人以上の場合は、団体割引運賃とする。 |
| 急行料金 | 片道 100 ㎞以上の場合で、特急又は急行運賃を徴する線路による路程の場合には、特急又は急行運賃を支給する。 |
| 新幹線料金 | 県外での大会出場のみに適用する。ただし、新幹線対象地域以外は、特急料金又は急行料金を支給する。 |
| 航空賃 | 遠隔地で開催される大会の場合で、大会日程等により、鉄路より航空路を利用した方が経済的な場合は、協議の上決定する。 |
| 車賃 | 鉄空路による路程と比較し、高速料金を加えた貸切バス料金、私用車使用料金（県内開催大会のみ）の方が経済的な場合は使用を認めることができる。その場合、見積書を含めた詳細な比較表を添付すること。<br>なお、車賃の補助対象期間は、大会前日から競技終了日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、協議のうえ競技終了日翌日までとすることができる。<br>1)　貸切バス代<br>定員は、補助対象人員の範囲とし、補助対象人員以外の者が同乗することにより、乗車人数を増加させた場合の差額は、補助の対象としない。ただし、対象人員に出場種目に応じ手荷物相当の座席数を確保する必要がある場合は、当該座席数を加算した数を乗車数とすることができる。<br>2)　私用車使用料金（県内開催大会のみ）<br>・　補助対象とする私用車台数は、実際に使用する私用車の運転手を除いた乗車人数上限の５割以上の補助対象者が乗車しなければならない。ただし、個人競技の場合、５割以上の選手等がいない場合は、協議のうえ決定する。<br>・　競技用物品輸送用の私用車使用は補助対象外とする。<br>・　私用車の燃料費は、1 km あたり 40 円とし、出発地から目的地までの最短ルートで算出するものとする。<br>・　私用車を使用する場合は、当該車両の車検証の写しと運転者の免許証の写しを提出すること。<br>・　私用車を使用する場合は、運転者が任意保険に加入していること。また、運転者の同意を得ること。 |

| | |
|---|---|
| 車賃 | 3)　レンタカー借上料<br>・　補助対象とするレンタカーの台数は、実際に使用するレンタカーの運転手を除いた乗車人数上限の５割以上の補助対象者が乗車しなければならない。ただし、個人競技の場合、５割以上の選手等がいない場合は、協議のうえ決定する。<br>・　団体競技において、競技用物品輸送用のレンタカーは認めない。<br>・　レンタカーの燃料費は、レシートの金額とする。<br>・　レンタカーを私用する場合は、運転者の免許証の写しを提出すること。<br>4)　その他<br>大会期間中、主催者が選手の輸送を行わない場合、出発地（宿泊場所及び目的地最寄り駅）から目的地まで片道距離２㎞を越える場合につき、交通費（路線バス又はタクシー等の実費）を支給する。 |

※３…　詳細は次のとおりとする。

・　大会前日の宿泊について、開会式又は競技の開始時間により、協議のうえ決定する。なお、競技終了日の宿泊は原則として認めない。ただし、交通機関、大会日程等の関係で最終試合の終了日に帰町困難な場合は、この限りでない。

・　１泊あたりの宿泊費の補助対象の上限額は、税込みで県内 8,800 円(11,000 円の８割)、県外 10,400 円(13,000 円の８割)とする。

・　宿泊費に食費が含まれる場合は、食費に相当する額も補助対象とする。ただし、素泊まりに係る食費については朝食 400 円、夕食 800 円を補助の上限とする。

・　盛岡市、滝沢市、八幡平市、二戸市、岩手郡、紫波郡及び二戸郡の宿泊は、補助対象としない。

※４…　昼食代の単価は、大会参加の場合は本部斡旋価格とし、それ以外は 600 円とする。

③　各種大会参加に要する大会参加料（大会要項で定める金額）

④　招待試合開催に要する消耗品費、会場使用料及びおもてなしに要する経費

⑤　その他町長が認める経費

## ３　補助対象外となる活動内容

①　備品購入に係る経費

②　懇親会経費（招待試合開催に係るおもてなし(豚汁等)に要する経費は除く）

③　全国大会等出場費補助金の助成を受けている当該大会に係る全ての経費

④　岩手町以外の団体から助成を受けている当該大会において、その補助額が充当された分の経費

⑤　育成会員に係る経費

⑥　その他町長が認める経費

## ４　補助金額

補助金額は、１チームあたり 50,000 円を上限とする。

## ５　前金払い

前払金は、交付決定済額の全部又は一部を請求することができる。

## ６　その他

本基準に定めのない事項について、又は、本基準の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、補助対象とし、又は補助対象としないことができる。

## 参　考

| 区　　分 | 提　出　書　類 |
|---|---|
| 1.補助金交付申請 | ①　補助金交付申請書（様式第１号）<br>②　事業計画書（様式第２号）<br>③　収支予算書（様式第３号）<br>④　派遣旅費等計算書（任意様式）<br>⑤　出場者名簿<br>⑥　大会実施要項<br>⑦　統導計画書（任意様式）<br>⑧　見積書（貸切バス等使用の場合） |
| 2.前金払請求 | ①　補助金前金払請求書（様式第６号）<br>②　指令書（写し）<br>③　事業計画書（様式第２号）<br>④　収支予算書（様式第３号）<br>⑤　派遣旅費等計算書（任意様式）<br>⑥　見積書（貸切バス等使用の場合） |
| 3.補助金交付変更申請書 | ①　補助金交付変更申請書（様式第４号）<br>②　指令書（写し）<br>③　事業実績書（様式第２号）<br>④　収支精算書（様式第３号）<br>⑤　派遣旅費等計算書（任意様式）<br>⑥　出場者名簿<br>⑦　見積書（貸切バス等使用の場合） |

| 区　　分 | 提　出　書　類 |
|---|---|
| 4.補助金精算請求 | ①　補助金精算払請求書（様式第５号）<br>②　指令書（写し）<br>③　事業実績書（様式第２号）<br>④　収支精算書（様式第３号）<br>⑤　派遣旅費等計算書（任意様式）<br>⑥　大会出場報告書（任意様式）<br>⑦　派遣旅費等受領書<br>⑧　岩手町以外の団体から助成を受けている場合、補助を受けている内容が記載された補助対象者等への周知文書（写し） |

**【日本スポーツ少年団団員綱領】**

１．わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
１．わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
１．わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
１．わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
１．わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

**【日本スポーツ少年団指導者綱領】**

１．わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
１．わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
１．わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
１．わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
１．わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。